

(様式第1号)

## 指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

建設部 農地整備課

監査期間 令和 3年 4月 19日から  
令和 3年 5月 7日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
ア 契約事務において、契約締結の決裁前に業務を委託しているものがあつた。規則に準拠した適正な事務を遂行されたい。	契約事務を理解した上で適正に処理します。	
イ 調定事務において、交付決定時に調定していないものが散見された。規則に準拠した適正な事務を遂行されたい。	交付決定後は、速やかに調停するよう適正な業務を行います。	
ウ 排水機場等管理業務事務において、作業時間の集計に誤りがあつた。契約に基づき適正な事務処理を遂行されたい。	誤りを訂正すると共に、今後は担当者及び文書取扱主任を始め決裁者全員で確認しながら適正に処理します。	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。